

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月19日

【中間会計期間】 第28期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 見 和 敏

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 大 島 和 男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 大 島 和 男

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期中	第27期中	第28期中	第26期	第27期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	3,226,431	3,219,268	2,258,782	5,650,886	5,371,977
経常利益 (千円)	176,696	208,307	75,475	248,084	394,218
中間(当期)純利益 (千円)	105,773	119,649	44,050	147,954	229,024
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	522,076	530,754	532,597	530,526	531,510
発行済株式総数 (千株)	12,361	12,627	12,682	12,621	12,651
純資産額 (千円)	1,570,023	1,669,485	1,716,620	1,618,774	1,737,267
総資産額 (千円)	3,231,690	3,291,379	2,522,838	2,899,977	2,833,202
1株当たり純資産額 (円)	127.01	132.49	137.66	128.53	139.67
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	8.57	9.50	3.54	11.97	18.25
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	8.28	9.42	3.53	11.60	18.11
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	5.50	5.50
自己資本比率 (%)	48.6	50.7	68.0	55.8	61.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△234,470	45,073	△149,986	△337,997	313,806
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,440	△75,459	△5,022	△14,321	△99,859
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△56,865	△68,817	△65,866	△51,299	△111,176
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	1,377,584	1,168,539	1,149,637	1,267,742	1,370,513
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	99 [20]	108 [21]	124 [27]	105 [19]	113 [22]

(注1) 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注3) 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

(注4) 平成17年9月20日に、平成17年7月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(注5) 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	124[27]
---------	---------

(注) 従業員数は、就業人員であり、契約社員・派遣社員・顧問は、[]外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間期（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）におけるわが国の経済は、米国経済の減速や原油価格高騰などの懸念材料はあるものの、堅調な企業収益を背景とした設備投資や雇用機会等の拡大により、緩やかな回復基調にあります。オフィス市場におきましても、企業によるオフィス移転・拡張需要は極めて大きく、東京都心部の空室率は平成18年3月以来貸し手優位の目安とされる3%を連続して下回り、平成19年9月には1.7%まで低下しております（生駒データサービス調べ）。また、企業による設備投資やファンドによる不動産投資も引き続き活発であり、オフィスビルを含むさまざまなファシリティの建設やリニューアル需要も高いレベルを維持しています。

このような状況の中、当社の優位性である総合力と透明性を更に強化することで、受注に関してはほぼ期初計画通り進捗し、粗利益（※1）ベースの受注高は前年同期比19.8%増、受注残も前年同期末比26.3%増とともに過去最高となりました。しかしながら、当中間期中に受注した案件の中で当中間期中に売上計上（プロジェクト終了）したものの比率が約32%（前年同期は40%）となった為、売上高、利益に関しては共に前年同期比減となりました。

このような結果、売上高は2,258百万円（前年同期比29.8%減）、営業利益は63百万円（前年同期比69.8%減）、経常利益は75百万円（前年同期比63.8%減）、中間純利益は44百万円（前年同期比63.2%減）となりました。

（※1）粗利益とは、当社の売上高がフィーのみで構成されるピュアCM方式と、フィー＋工事原価で構成されるアットリスクCM方式等とで、その規模が大きく異なることから、当社の収益規模を管理する指標として社内で用いているものであり、売上高から社内コスト以外の工事原価を控除したものであります。尚、当社は顧客との守秘義務契約等に鑑み、粗利益を公表しておりません。

尚、事業部門ごとの概況は以下のとおりであります。

（オフィス事業部門）

企業間の競争は益々激しさを増し、人材流動性の高まりと相俟って、多くの企業が社員の生産性とモチベーションを向上させるオフィスを求めています。また、オフィス需給逼迫による賃料の高騰、業績回復に伴う人員増などへの対応から、オフィススペースの効率的活用も大きな経営課題となっております。当社は、コンサルテーションからデザイン、調達支援、施工監理、引越しまで、オフィスづくりに求められるさまざまな業務をお客様の立場で総合的にマネジメントする、当社ならではのサービス提供を強化する事で、順調に受注を拡大することができました。

平成19年7月31日に株式会社インフォラボの株式14.9%（20%までの新株予約権を保有しております）を取得いたしました。同社は、企業の情報管理コンサルタントとして長年の実績を誇り、この分野での高い評価を得ており、出資を通じた同社との提携強化により、当社の提案力向上と同社ビジネスの拡大が見込まれます。

また、平成19年8月6日に発表された日経ニューオフィス賞におきまして、当社がデザイン&PM（プロジェクトマネジメント）を提供した企業がニューオフィス推進賞を受賞いたしました。今回の受賞で5年連続、7回目となり、当社が提供するオフィスの品質と先進性が高く評価されていると申せます。

（ビル・新領域事業部門）

企業業績の回復に伴う設備投資の拡大、REITなど不動産運用法の多様化、災害時のリスク管理意

識の高まりなどにより、ビルや工場、リゾートなど様々な建造物に対する投資が活発化しています。また、所謂日本版SOX法の施行を控え、ファシリティ投資に対する企業の説明責任が増しています。当社は、長年のオフィス作りを通じて培った内装のデザイン&PM力を基礎に、オフィスビルから工場、大学の校舎、医療施設、ホテル、旅館、リゾートなど様々な建造物の新築・改修において、供給者側でなく真にお客様側に立った専門性の高いサービスを提供することで、金融機関、不動産ファンド、大学、リゾート施設運営企業など、着実に安定顧客を増やすことが出来、粗利益ベースの当社売上に占める当部門の比率が20%(前年同期16%)に上昇しました。

耐震診断を含む建物診断や査定、長期修繕計画の策定など、様々な調査及び報告書作成ビジネスも、当社独自の手法確立と品質面での優位性から、着実に拡大しています。

全国各地に散らばる多数の拠点を品質・コストを的確に管理した上で短期間に整備・統廃合するPMは当社の強みのひとつであり、当上期も複数の大口受注を達成しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、1,149百万円と前会計年度末に比べ220百万円の資金減少となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は149百万円（前年同期は、45百万円の収入）となりました。これは、主に増加要因である税引前中間純利益78百万円、売上債権の減少151百万円に対して、減少要因である仕入債務の減少△145百万円、法人税等の支払額△131百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は5百万円（前年同期比93.3%減）となりました。これは、主に増加要因である保険返戻金による収入26百万円に対して、減少要因である投資有価証券の取得△32百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は65百万円（前年同期比4.3%減）となりました。これは、主に配当金の支払額△68百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産状況

当社における生産状況は、施工管理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
完成工事高	1,995,860	123.4
マネジメントサービス料収入	1,021,344	104.0
その他売上高	42,093	110.0
合計	3,059,299	116.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売状況

当中間会計期間の販売状況を示すと、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
完成工事高	1,447,877	57.0
マネジメントサービス料収入	764,874	120.6
その他売上高	46,030	99.3
合計	2,258,782	70.2

注1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)インテリジェンス	362,434	11.3	387,215	17.1
(株)オーエムシーカード	425,435	13.2	—	—

注2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

注3. 当中間会計期間の(株)オーエムシーカードについては、当該割合が100分の1未満のため記載を省略しました。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,682,000	12,682,000	ジャスダック証券取引所	—
計	12,682,000	12,682,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む）により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法第341条ノ8第1項に基づく新株引受権の状況

第2回無担保社債（新株引受権付） （平成19年6月27日付与）	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数	4個	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株	8,000株
新株予約権の行使時の払込金額	50円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日から 平成24年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 成功報酬型ワラントであります。

2. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っております。

②旧商法第280条ノ20及び280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第1回新株予約権(平成15年2月14日付与)	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	28個	28個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	56,000株	56,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式500株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 行使価額は、当社が株式分割等によりこの行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(ただし、新株予約権(第1回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第2回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第3回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権を含む)の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っている。
6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等により付与対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載している。

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第2回新株予約権(平成15年4月10日付与)	中間会計期間末現在	提出日の前月末現在
------------------------	-----------	-----------

	(平成19年9月30日)	(平成19年11月30日)
新株予約権の数	9個	9個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株	18,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式500株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 行使価額は、当社が株式分割等によりこの行使価額を下回る価額による新株の発行を行う場合(ただし、新株予約権(第1回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第2回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権、第3回無担保社債(新株引受権付)の新株引受権を含む)の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整される。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 平成15年8月31日付、及び平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っている。
6. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、付与対象者の退職等により付与対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数をそれぞれ控除した残数を記載している。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	2,630個	2,630個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	526,000株	526,000株
新株予約権の行使時の払込金額	405円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

(1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。

(3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。

(4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行(ただし、新株予約権の、「商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)の施行前の商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新発行株式数 × 1株当たり払込金額

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

5. 新株予約権の消却事由及び条件

(1) 新株予約権者が上記1に定める規定により、権利を行使できる条件に該当しなくなったため行使できなくなった場合、当該新株予約権については取締役会の決議をもって無償でこれを消却することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(3) 当社はいつでも新株予約権を買入れまたは取得しこれを無償で消却することができる。

6. 有利な条件の内容

当社の取締役または執行役員の地位を有する者に新株予約権を無償で発行した。

7. 行使価額は、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

8. 平成17年9月20日付をもって、1株を2株とする株式分割を行っているため、各数値の調整を行っている。

③会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議による
新株予約権の状況

第4回①新株予約権(平成19年6月27日付与)	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	750個	750個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	75,000株	75,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権1個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値(取引が成立しない場合は

それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回②新株予約権(平成19年6月27日付与)	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	750個	750個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	75,000株	75,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権1個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

第4回③新株予約権(平成19年10月17日付与)	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	—	4,334個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	—	433,400株
新株予約権の行使時の払込金額	—	185円
新株予約権の行使期間	—	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	—	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	—	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 2
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

3. 当初は、新株予約権1個につき普通株式100株。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行う。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その新株予約権1個当りの価額は、次により決定される新株予約権の行使に際して交付を受けることができる株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に100を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権の募集事項を定める当社取締役会決議日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	31,000	12,682,000	1,087	532,597	1,066	338,958

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 サカタホールディングス	東京都目黒区東が丘2丁目1-15	3,460	27.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,329	10.48
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	653	5.15
坂田 明	東京都目黒区	590	4.65
坂田 紀美子	東京都目黒区	420	3.31
ドイチェバンクアーゲーロンド ンピービーノントリティークラ イアーツ613 (常任代理人 ドイツ証券株式 会社)	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パ ークタワー	415	3.27
松村 孝一	東京都八王子市	360	2.83
明豊従業員持株会	東京都千代田区麴町5丁目4	315	2.48
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー5050 30 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	東京都中央区日本橋兜町6番7号	285	2.25
野村 勝朗	神奈川県川崎市麻生区	250	1.97
計	—	8,079	63.71

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 212,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,469,200	124,688	—
単元未満株式	普通株式 500	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,682,000	—	—
総株主の議決権	—	124,688	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれておりますが、「議決権の数」欄には、当該議決権の数4個は除いております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明豊ファシリティワーク ス株式会社	東京都千代田区麴町五丁 目4番地	212,300	—	212,300	1.67
計	—	212,300	—	212,300	1.67

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	227	291	258	260	258	198
最低(円)	210	209	230	234	189	160

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動は次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (マーケティング部長兼 大阪営業所長)	常務取締役 (マーケティング部長兼 ICTソリューション部長兼 大阪営業所長)	大貫 美	平成19年11月15日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)についてはあらた監査法人により中間監査を受け、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表については監査法人日本橋事務所により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間会計期間 あらた監査法人

当中間会計期間 監査法人日本橋事務所

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金預金		268,612		349,860		474,934	
2. 受取手形		10,701		15,202		5,152	
3. 完成工事未収入金		1,505,358		679,290		834,342	
4. 売掛金		8,252		7,149		13,319	
5. 未成工事支出金		156,689		169,082		136,821	
6. 有価証券		899,926		799,777		895,579	
7. 前払費用		31,339		31,753		27,995	
8. 繰延税金資産		48,454		45,336		59,159	
9. 未収入金		—		39,894		3,800	
10. その他		270		210		265	
貸倒引当金		△5,540		△20		△3,150	
流動資産合計		2,924,064	88.8	2,137,539	84.7	2,448,220	86.4
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物		28,314		29,856		32,789	
(2) 工具器具・備品		15,795		14,871		16,637	
有形固定資産計		44,109	1.4	44,728	1.7	49,426	1.7
2. 無形固定資産							
(1) 商標権		—		301		318	
(2) ソフトウェア		15,594		12,927		14,170	
(3) 電話加入権		1,467		1,467		1,467	
無形固定資産計		17,062	0.5	14,696	0.6	15,956	0.6
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		48,759		79,190		48,716	
(2) 長期前払費用		48,709		29,489		56,434	
(3) 長期繰延税金資産		90,985		—		94,138	
(4) 繰延税金資産		—		99,874		—	
(5) 敷金		78,331		79,637		80,836	
(6) 差入保証金		39,357		37,682		39,472	
投資その他の資産計		306,143	9.3	325,873	13.0	319,599	11.3
固定資産合計		367,314	11.2	385,299	15.3	384,982	13.6
資産合計		3,291,379	100.0	2,522,838	100.0	2,833,202	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 工事未払金		1,064,104		310,653		447,128	
2. 買掛金		7,734		6,449		15,955	
3. 未払費用		53,759		38,006		66,888	
4. 未払法人税等		101,535		30,572		131,749	
5. 未成工事受入金		6,914		25,302		15,969	
6. 未払消費税等	※2	32,543		10,736		44,729	
7. 賞与引当金		85,647		89,727		103,155	
8. その他		51,633		52,693		41,149	
流動負債合計		1,403,873	42.7	564,143	22.4	866,724	30.6
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		79,323		86,799		78,727	
2. 役員退職慰労引当金		138,697		152,590		145,977	
3. その他		—		2,684		4,505	
固定負債合計		218,021	6.6	242,074	9.6	229,209	8.1
負債合計		1,621,894	49.3	806,217	32.0	1,095,934	32.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		530,754	16.1	532,597	21.1	531,510	18.8
2. 資本剰余金							
資本準備金		337,141		338,958		337,891	
資本剰余金合計		337,141	10.2	338,958	13.4	337,891	11.9
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		6,159		6,159		6,159	
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		3,018		754		1,509	
別途積立金		300,000		300,000		300,000	
繰越利益剰余金		502,830		590,107		613,714	
利益剰余金合計		812,008	24.7	897,021	35.6	921,383	32.5
4. 自己株式		△10,385	△0.3	△53,453	△2.1	△53,453	△1.8
株主資本合計		1,669,518	50.7	1,715,123	68.0	1,737,332	61.3
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		△46	△0.0	631	0.0	△72	△0.0
評価・換算差額等 合計		△46	△0.0	631	0.0	△72	△0.0
III 新株予約権		13	0.0	866	0.0	7	0.0
純資産合計		1,669,485	50.7	1,716,620	68.0	1,737,267	61.3
負債純資産合計		3,291,379	100.0	2,522,838	100.0	2,833,202	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I 売上高										
1. 完成工事高		2,538,592			1,447,877			3,670,407		
2. マネジメント サービス料収入		634,343			764,874			1,603,008		
3. その他売上高		46,332	3,219,268	100.0	46,030	2,258,782	100.0	98,561	5,371,977	100.0
II 売上原価										
1. 完成工事原価		2,267,836			1,324,456			3,297,314		
2. マネジメント サービス料原価		322,808			431,242			816,320		
3. その他売上原価		40,681	2,631,326	81.7	41,385	1,797,084	79.6	86,631	4,200,266	78.2
売上総利益										
完成工事総利益		270,755			123,420			373,092		
マネジメント サービス料総利益		311,535			333,632			786,688		
その他売上総利益		5,651	587,942	18.3	4,644	461,697	20.4	11,930	1,171,710	21.8
III 販売費及び一般管理費										
1. 役員報酬		40,643			50,116			88,553		
2. 従業員給与手当		169,993			187,742			350,556		
3. 役員退職慰労引当 金繰入額		6,805			7,529			14,085		
4. 退職給付費用		4,059			4,519			9,701		
5. 法定福利費		25,104			23,263			47,028		
6. 福利厚生費		2,024			2,398			3,358		
7. 修繕維持費		—			396			11,441		
8. 事務用品費		22,757			20,346			54,058		
9. 通信交通費		7,871			9,410			17,532		
10. 動力用水光熱費		1,279			1,470			2,688		
11. 広告宣伝費		3,409			4,592			4,081		
12. 貸倒引当金繰入額		1,851			—			—		
13. 交際費		2,341			1,980			3,635		
14. 地代家賃		14,699			18,379			33,175		
15. 減価償却費		2,046			2,540			4,864		
16. 租税公課		8,462			8,296			16,544		
17. 保険料		8,445			9,144			17,938		
18. 販売手数料		416			417			1,346		
19. 雑費		55,769	377,982	11.8	45,673	398,218	17.6	101,692	782,282	14.6
営業利益			209,959	6.5		63,478	2.8		389,427	7.2

		前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の 要約損益計算書
--	--	---------	---------	-------------------

区分	注記 番号	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
IV 営業外収益	※1		962	0.0		15,772	0.7		7,879	0.1
V 営業外費用	※2		2,614	0.1		3,775	0.1		3,089	0.0
経常利益			208,307	6.4		75,475	3.4		394,218	7.3
VI 特別利益	※3		—	—		3,130	0.1		—	—
VII 特別損失	※4		604	0.0		—	—		1,104	0.0
税引前中間(当期) 純利益			207,702	6.4		78,605	3.5		393,113	7.3
法人税、住民税 及び事業税		97,135			26,950			187,012		
法人税等調整額		△9,082	88,053	2.7	7,604	34,555	1.5	△22,923	164,089	3.0
中間(当期)純利益			119,649	3.7		44,050	2.0		229,024	4.3

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成18年3月31日残高(千円)	530,526	336,919
中間会計期間中の変動額		
新株の発行	228	222
特別償却準備金の取崩額(注)		
剰余金の配当(注)		
中間純利益		
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)		
中間会計期間中の変動額合計(千円)	228	222
平成18年9月30日残高(千円)	530,754	337,141

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高(千円)	6,159	4,527	300,000	450,942	761,629	△10,385	1,618,689	
中間会計期間中の変動額								
新株の発行							450	
特別償却準備金の取崩額(注)		△1,509		1,509	—		—	
剰余金の配当(注)				△69,270	△69,270		△69,270	
中間純利益				119,649	119,649		119,649	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	△1,509	—	51,887	50,378	—	50,828	
平成18年9月30日残高(千円)	6,159	3,018	300,000	502,830	812,008	△10,385	1,669,518	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日残高(千円)	85	13	1,618,788
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			450
特別償却準備金の取崩額(注)			—
剰余金の配当(注)			△69,270
中間純利益			119,649
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△131	—	△131
中間会計期間中の変動額合計(千円)	△131	—	50,697
平成18年9月30日残高(千円)	△46	13	1,669,485

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成19年3月31日残高(千円)	531,510	337,891
中間会計期間中の変動額		
新株の発行	1,087	1,066
特別償却準備金の取崩額		
剰余金の配当		
中間純利益		
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)		
中間会計期間中の変動額合計(千円)	1,087	1,066
平成19年9月30日残高(千円)	532,597	338,958

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	利益剰余金					利益剰余金合計		
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高(千円)	6,159	1,509	300,000	613,714	921,383	△ 53,453	1,737,332	
中間会計期間中の変動額								
新株の発行							2,153	
特別償却準備金の取崩額		△ 754		754	—		—	
剰余金の配当				△ 68,412	△ 68,412		△ 68,412	
中間純利益				44,050	44,050		44,050	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計(千円)	—	△ 754	—	△ 23,608	△ 24,362	—	△ 22,209	
平成19年9月30日残高(千円)	6,159	754	300,000	590,107	897,021	△ 53,453	1,715,123	

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
平成19年3月31日残高(千円)	△ 72	7	1,737,267
中間会計期間中の変動額			
新株の発行			2,153
特別償却準備金の取崩額			—
剰余金の配当			△ 68,412
中間純利益			44,050
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	703	858	1,562
中間会計期間中の変動額合計(千円)	703	858	△ 20,647
平成19年9月30日残高(千円)	631	866	1,716,620

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成18年3月31日残高(千円)	530,526	336,919
事業年度中の変動額		
新株の発行	984	972
特別償却準備金の取崩額(注)		
特別償却準備金の取崩額		
剰余金の配当(注)		
当期純利益		
自己株式の取得		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		
事業年度中の変動額合計(千円)	984	972
平成19年3月31日残高(千円)	531,510	337,891

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	6,159	4,527	300,000	450,942	761,629	△10,385	1,618,689
事業年度中の変動額							
新株の発行							1,956
特別償却準備金の取崩額(注)		△1,509		1,509	—		—
特別償却準備金の取崩額		△1,509		1,509	—		—
剰余金の配当(注)				△69,270	△69,270		△69,270
当期純利益				229,024	229,024		229,024
自己株式の取得						△43,068	△43,068
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(千円)	—	△3,018	—	162,772	159,754	△43,068	118,643
平成19年3月31日残高(千円)	6,159	1,509	300,000	613,714	921,383	△53,453	1,737,332

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日残高(千円)	85	13	1,618,788
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,956
特別償却準備金の取崩額(注)			—
特別償却準備金の取崩額			—
剰余金の配当(注)			△69,270
当期純利益			229,024
自己株式の取得			△43,068
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△157	△6	△163
事業年度中の変動額合計(千円)	△157	△6	118,479
平成19年3月31日残高(千円)	△72	7	1,737,267

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間（当期）純利益		207,702	78,605	393,113
減価償却費		6,869	8,526	16,327
貸倒引当金の増減額(減少：△)		1,851	△3,130	△539
賞与引当金の増減額(減少：△)		6,257	△13,427	23,765
退職給付引当金の増減額(減少：△)		△2,317	8,071	△2,914
役員退職慰労引当金の増減額		5,172	6,613	12,452
受取利息		△750	—	—
受取利息及び受取配当金		—	△2,454	△2,476
投資事業組合投資損失		1,798	3,775	1,798
株式交付費		816	—	816
有形固定資産除却損		604	—	1,104
売上債権の増減額(増加：△)		△562,923	151,170	108,575
未成工事支出金の増減額(増加：△)		150,093	△32,261	169,961
その他流動資産の増減額(増加：△)		△4,375	—	—
仕入債務の増減額(減少：△)		353,036	△145,980	△255,718
未成工事受入金の増減額(減少：△)		△133,051	9,332	△123,996
その他流動負債の増減額		52,123	—	—
その他		4,058	△89,572	75,730
小計		86,966	△20,730	418,000
利息の受取額		635	—	130
利息及び配当金の受取額		—	2,454	—
有価証券利息の受取額		—	—	2,019
法人税等の支払額		△42,528	△131,711	△106,342
営業活動による キャッシュ・フロー		45,073	△149,986	313,806

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△23,551	△1,198	△36,081
無形固定資産の取得による支出		△1,737	△1,371	△3,375
投資有価証券の取得による支出		△25,000	△32,388	△25,000
保険契約による支出		—	—	△7,725
保険返戻金による収入		—	26,945	—
敷金の支払による支出		△25,171	—	△27,676
その他		—	2,989	—
投資活動による キャッシュ・フロー		△75,459	△5,022	△99,859
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式交付費の支払額		△816	—	△ 816
自己株式取得による支出		—	—	△ 43,068
自己株式取得費用の支払額		—	—	△ 474
配当金の支払額		△68,451	△68,023	△ 68,768
増資による収入		450	2,157	1,950
財務活動による キャッシュ・フロー		△68,817	△65,866	△ 111,176
IV 現金及び現金同等物の 増加額(減少:△)		△99,203	△220,875	102,770
V 現金及び現金同等物の期首残高		1,267,742	1,370,513	1,267,742
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※	1,168,539	1,149,637	1,370,513

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用 しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定) を採用しております。 時価のないもの 投資事業有限責任組合への出 資については、組合から入手可 能な直近の決算報告書に基づい て組合財産の持分相当額を投資 有価証券として計上しておりま す。 (2) たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法を採用し ております。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 — その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 未成工事支出金 同左</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用 しております。 その他有価証券 時価のあるもの 期末決算日の市場価格等に基 づく時価法(評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定) を採用しております。 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 未成工事支出金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)												
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 555 470 622"> <tr> <td>建物</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>3～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	建物	3～15年	工具器具・備品	3～10年	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="579 555 890 622"> <tr> <td>建物</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>3～10年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる損益への影響額は軽微であります。 (追加情報) 平成19年 3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得原価の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し減価償却費に含めて計上しております。 なお、これによる損益への影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	3～15年	工具器具・備品	3～10年	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="999 555 1310 622"> <tr> <td>建物</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>3～10年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	建物	3～15年	工具器具・備品	3～10年
建物	3～15年													
工具器具・備品	3～10年													
建物	3～15年													
工具器具・備品	3～10年													
建物	3～15年													
工具器具・備品	3～10年													

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 完成工事未収入金その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち、当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は簡便法により退職給付引当金を設定しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は簡便法により退職給付引当金を設定しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>
<p>6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,669,472千円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,737,259千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>—</p>	<p>(中間貸借対照表関係) 前中間会計期間及び前事業年度において、「長期繰延税金資産」として掲記されていたものは、当中間会計期間より投資その他の資産の「繰延税金資産」として表示しております。</p>
<p>—</p>	<p>(中間キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1. 営業活動によるキャッシュ・フローにおける前中間会計期間の「受取利息」は、当中間会計期間より一般的な名称として「受取利息及び受取配当金」として表示することに変更しました。</p> <p>2. 営業活動によるキャッシュ・フローにおける前中間会計期間の「その他流動資産の増減額」(当中間期△39,797千円)及び「その他流動負債の増減額」(当中間期△51,719千円)は、当中間会計期間より概観性の観点から「その他」に含めて表示することに変更しました。</p> <p>3. 営業活動によるキャッシュ・フローにおける前中間会計期間の「利息の受取額」は、当中間会計期間より一般的な名称として「利息及び配当金の受取額」として表示することに変更しました。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 64,414千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 71,290千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 65,395千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	※2. 消費税等の取扱い 同左	※2. 消費税等の取扱い 同左

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. —	※1. 営業外収益のうち主要なもの 保険返戻金収入 12,834千円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 保険給付金による収入 5,040千円
※2. 営業外費用のうち主要なもの 投資事業組合 投資損失 1,798千円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 投資事業組合 投資損失 3,775千円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 投資事業組合 投資損失 1,798千円
※3. —	※3. 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入 3,130千円	※3. —
※4. 特別損失のうち主要なもの 工具器具・備品除却損 604千円	※4. —	※4. 特別損失のうち主要なもの 工具器具・備品除却損 1,104千円
5. 減価償却実施額 有形固定資産 4,336千円 無形固定資産 2,533千円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 5,895千円 無形固定資産 2,631千円	5. 減価償却実施額 有形固定資産 11,049千円 無形固定資産 5,277千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	12,621	6	—	12,627

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権行使に基づく新株の発行による増加 6千株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	26,400	—	—	26,400

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当中間会計期間末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
第2回新株引受権付社債	普通株式	27	—	—	27	13
第1回新株予約権	普通株式	74	—	4	70	—
第2回新株予約権	普通株式	42	—	2	40	—
第3回新株予約権	普通株式	526	—	—	526	—
合計		669	—	6	663	13

(注) 1. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回新株予約権及び第2回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

2. 第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	69,270	5.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	12,651	31	—	12,682

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権行使に基づく新株の発行による増加 31,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	212,300	—	—	212,300

3. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当中間会計 期間末残高 （千円）
		前事業 年度末	増加	減少	当中間 会計期間末	
ストック・オプションとし ての新株予約権	—	—	—	—	—	866
合計	—	—	—	—	—	866

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	68,412	5.5	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	12,621	30	—	12,651

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権行使に基づく新株の発行による増加 30,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	26,400	185,900	—	212,300

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第2項の規定に基づく定款の定めに基づく自己株式の取得による増加 185,900株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
第2回新株引受権付社債	普通株式	27,000	—	12,000	15,000	7
合計		27,000	—	12,000	15,000	7

(注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第2回新株引受権付社債の減少は、権利行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	69,270	5.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	68,412	5.5	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) 現金預金勘定 268,612千円 有価証券 899,926千円 預入期間が3ヶ 月を超える定期 預金 一千円 現金及び現金同 等物 <u>1,168,539千円</u>	※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) 現金預金勘定 349,860千円 有価証券 799,777千円 現金及び現金同 等物 <u>1,149,637千円</u>	※ 現金及び現金同等物の期末残高 と貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金預金勘定 474,934千円 有価証券 895,579千円 預入期間が3ヶ 月を超える定期 預金 一千円 現金及び現金同 等物 <u>1,370,513千円</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
重要なリース取引はないため記 載を省略しております。	同左	同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末（平成18年9月30日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
国債・地方債等	899,926	899,959	32

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	5,100	5,021	△78

3. 時価評価されていない有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 SBIブロードバンドファンド1号	43,738

当中間会計期間末（平成19年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 債券 国債・地方債等	799,545	799,777	232
(2) その他	5,100	4,539	△560

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 SBIブロードバンドファンド1号 (出資金)	66,408
非上場株式	8,243

前事業年度末（平成19年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
国債・地方債等	299,956	299,967	11

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	5,100	4,978	△121

3. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額 (千円)
満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	595,623
その他有価証券 SBIブロードバンドファンド1号	43,738

(デリバティブ取引関係)

(前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度)

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当中間会計期間に付与したStock・オプションの内容
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 862千円
2. 当中間会計期間に付与したStock・オプションの内容

	平成19年第4回①Stock・オプション	平成19年第4回②Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名	当社取締役5名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式75,000株	普通株式75,000株
付与日	平成19年6月27日	平成19年6月27日
権利確定条件	行使時において、当社の取締役又は、従業員であることを要する。	行使時において、当社の取締役又は、従業員であることを要する。
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自平成22年7月1日 至平成29年6月15日	自平成23年7月1日 至平成29年6月15日
権利行使価格(円)	239	239
付与日における公式な単価評価(円)	77.91	80.05

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成13年第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員67名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式472,000株
付与日	平成13年5月16日
権利確定条件	行使時において、当社の取締役又は、従業員であることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自平成16年9月1日 至平成24年6月29日
権利行使価格（円）	50
付与日における公正な評価単価（円）	—

	平成15年第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、監査役1名、従業員66名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式276,000株
付与日	平成15年2月14日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員いずれかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自平成17年4月1日 至平成24年6月29日
権利行使価格（円）	75
付与日における公正な評価単価（円）	—

	平成15年第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員29名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式112,000株
付与日	平成15年4月10日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員いずれかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自平成17年4月1日 至平成24年6月29日
権利行使価格（円）	75
付与日における公正な評価単価（円）	—

平成17年第3回ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 執行役員1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式526,000株
付与日	平成17年2月4日
権利確定条件	行使時において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は従業員のいずれかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中何れの地位にも該当しない期間がある場合には行使できない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自平成19年3月1日 至平成27年1月31日
権利行使価格（円）	405
付与日における公正な評価単価（円）	—

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
関連会社がないため該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 132.49円	1株当たり純資産額 137.66円	1株当たり純資産額 139.67円
1株当たり中間純利益 9.50円	1株当たり中間純利益 3.54円	1株当たり当期純利益 18.25円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 9.42円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 3.53円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 18.11円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	119,649	44,050	229,024
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	119,649	44,050	229,024
普通株式の期中平均株式数 (千株)	12,595	12,660	12,549
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	109	31	99
(うち新株引受権)	(22)	(7)	(20)
(うち新株予約権)	(86)	(24)	(78)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権(新株予約権の数526,000株)	第3回新株予約権(新株予約権の数526,000株) 第4回新株予約権(新株予約権の数150,000株)	第3回新株予約権(新株予約権の数526,000株)

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	—	ストック・オプション(新株予約権)の付与 平成19年6月27日開催の第27期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づき、取締役、執行役員、従業員に対し、ストック・オプション目的による新株予約権発行に関する決議をいたしました。 また、同日開催の取締役会において、取締役に対し、ストック・オプション目的による新株予約権の付与に関する決議をいたしました。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第27期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

平成19年6月27日 関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度(第27期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

平成19年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度(第27期) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

平成19年10月19日 関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成19年6月28日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年10月17日 関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

平成19年11月1日 関東財務局長に提出

平成19年12月3日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

明豊ファシリティワークス 株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 大野 功
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田邊 晴康

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 明豊ファシリティワークス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

明豊ファシリティワークス株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 梅林 邦彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 遠藤 洋一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。